

指定障害児通所支援事業の申請手続き等について

岐 阜 市
(平成31年4月)

目 次

《サービスの種類と内容》	1
《事業者指定の基本》	1
1 指定障害児通所支援事業者の指定（児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15）	
2 指定の変更（法第21条の5の20）	
3 指定の更新（法第21条の5の16）	
4 事業者等の責務（法第21条の5の18）	
5 事業の基準（法第21条の5の19）	
6 変更の届出等（法第21条の5の20）	
7 報告等（法第21条の5の22）	
8 勧告、命令等（法第21条の5の23）	
9 指定の取消し等（法第21条の5の24）	
10 公示（法第21条の5の25）	
11 業務管理体制の整備等（法第21条の5の26、27、28）	
12 事業の開始等（法第34条の3）	
《指定申請等手続きの流れ》	4
《事前協議》	4
《申請書類準備》	4
《登記事項証明書について》	5
《児童発達支援管理責任者について》	5
児童発達支援管理責任者の資格要件	
《指定申請の受付》	6
《受付及び審査》	6
《指定及び却下、通知》	6
《公示》	6
《報酬及び障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出等》	7
1 報酬	
2 障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出	
《変更届等》	8
1 変更届	

- 2 変更申請
- 3 廃止・休止・再開の届出

《報告・検査等の実施》	10
《事故等の報告》	11
《問い合わせ先》	11
登記事項証明書における目的等の表記について	12
「指定に係る記載事項（付表）」の作成にあたって	13
児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験	16
相談支援専門員の要件となる実務経験	17

《サービスの種類と内容》

	種 類	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等にて、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

《事業者指定の基本》

指定障害児通所支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者及び障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。児童福祉法はもとより、岐阜県条例に定める指定通所支援事業の人員、設備及び運営に関する基準、関係法令、通知等の内容を遵守する必要があることから、十分に基準等を理解した上で、事業を計画してください。

1 指定障害児通所支援事業者の指定（児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15）

指定障害児通所支援事業者となるためには、岐阜県条例で定める一定の要件を満たしたうえで、岐阜市長（岐阜市外に事業所が所在する場合は岐阜県知事）の指定を受けることが必要です。

指定は、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び事業所ごとに行います。

なお、次のような場合は、指定ができません。（法第21条の5の15第3項参照）

- ① 申請者が岐阜県条例で定める者でないとき。
- ② 事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が岐阜県条例で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、岐阜県条例で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから、5年を経過しない者であるとき
- ⑤ 申請者が、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 等

〈指定通所支援の事業等指定基準〉

- ・岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第82号）

〈指定障害児通所支援事業者の指定基準に係る解釈通知〉

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）を準用

2 指定の変更（法第 21 条の 5 の 20）

指定障害児通所支援事業等のうち、指定児童発達支援及び、指定放課後等デイサービスに係る定員を増やすときには、あらかじめ変更申請が必要です。

3 指定の更新（法第 21 条の 5 の 16）

指定障害児通所支援事業者の指定の有効期間は 6 年間であるため、6 年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

4 事業者の責務（法第 21 条の 5 の 18）

指定障害児通所支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

- ① 行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を障がい児の意向、適性、障がいの特性その他事情に応じ、効果的に行なうように努めなければならない。
- ② 提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、質の向上に努めなければならない。
- ③ 障がい児の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障がい児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

5 事業の基準（法第 21 条の 5 の 19）

- ① 指定障害児通所支援事業者は、指定障害児通所支援事業所ごとに、岐阜県条例で定める基準に従い、指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。
- ② 指定障害児通所支援事業者は、岐阜県条例で定める指定通所支援、障害児通所支援を提供しなければならない。
- ③ 指定障害児通所支援事業者は、法の規定による事業の廃止・休止をするときは、当該指定通所支援等を受けていた者であって、廃止・休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援等に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援等が継続的に提供されるよう、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

6 変更の届出等（法第 21 条の 5 の 20）

指定障害児通所支援事業者は、次のような場合、10 日以内に、その旨を岐阜市長に届け出ることが必要です。

- ① 指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合。
- ② 休止した指定通所支援事業を再開したとき。

指定障害児通所支援事業者は、指定通所支援事業を廃止又は休止しようとする場合、1 月前までにその旨を岐阜市長に届け出ることが必要です。

7 報告等（法第 21 条の5の 22）

岐阜市長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

8 勧告、命令等（法第 21 条の5の 23）

岐阜市長は、指定障害児通所支援事業者に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について岐阜県条例で定める基準に適合していないとき、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

9 指定の取消し等（法第 21 条の5の 24）

岐阜市長は、指定障害児通所支援事業者が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うことができます。

- ① 従業者の知識若しくは技能又は人員について岐阜県条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- ② 指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定通所支援の運営ができなくなったとき。
- ③ 障害児通所給付費の請求に関し不正があったとき。
- ④ 都道府県知事又は市町村長の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑤ 都道府県知事又は市町村長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
- ⑥ 不正な手段により指定障害児通所支援事業者の指定を受けたとき。等

岐阜市長は指定障害児通所支援事業者が①から⑥のいずれかに該当すると認める場合、その旨を岐阜県知事に通知します。

10 公示（法第 21 条の5の 25）

岐阜市長は、次の場合に、指定障害児通所支援事業者に関する事項を公示します。

- ① 指定障害児通所支援事業者を指定したとき、及び指定を取消したとき。
- ② 指定障害児通所支援事業の廃止の届出を受けたとき。

11 業務管理体制の整備等（法第 21 条の5の 26、27、28）

指定障害児通所支援事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い業務管理体制を整備しなければならず、厚生労働大臣又は岐阜県知事、岐阜市長（以下「厚生労働大臣等」という。）に対し、整備に関する事項を届け出なければなりません。また、厚生労働大臣等は、当該整備に関して計画的な検査を行います。

12 事業の開始等（法第 34 条の3）

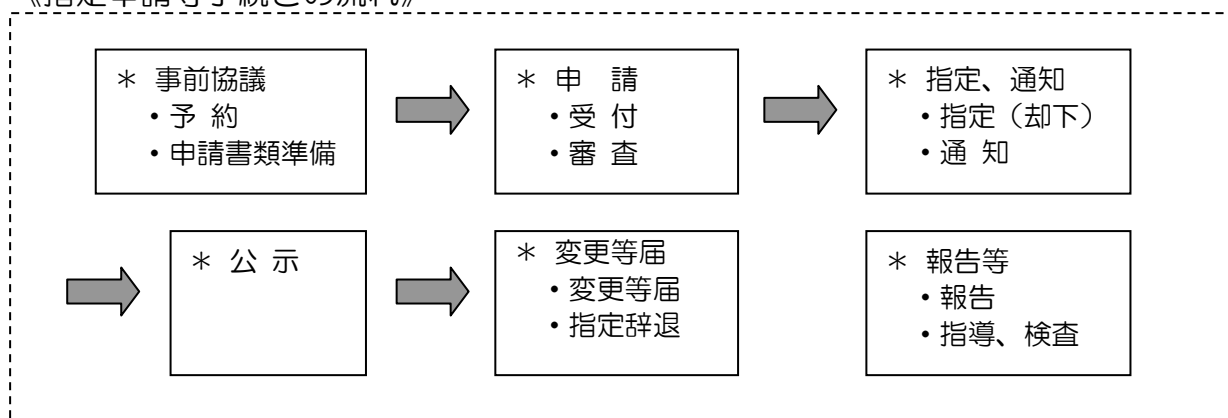
国及び都道府県以外の者が障害児通所支援事業を行う場合は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を岐阜市長に届け出る必要があります。

上記届出をした者は、次のような場合、1月以内に、その旨を岐阜市長に届け出る必要があります。

- ・ 届出に係る事業所、施設の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合。

また、国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業を廃止し、又は休止しようとする場合、あらかじめ、その旨を岐阜市長に届け出る必要があります。

《指定申請等手続きの流れ》



《事前協議》

事前協議は、事業所の人員配置や設備など必要な事項について確認・協議を行う目的で、新規申請や変更申請の提出の前に実施しています。

特に新規に事業を立ち上げる場合においては、本申請までに時間を要することがあることから事業開始の3ヶ月前までに、事前協議の日程の予約を行ってください。

また、事前協議には、次の書類をご準備ください。

事業計画（任意様式）
事業に係る収支見込等の分かるもの（任意様式）
管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書
管理者及び児童発達支援管理責任者の実務経験証明書
勤務形態一覧表（児童指導員、保育士等配置する従業員の資格を証する書類を含む。）
事業所の施設設備の概要（平面図）（任意様式）

※ なお、申請する事業所（施設）の建物の消防法、建築基準法及び都市計画法等の適合状況を、申請までに確認してください。なお、申請書類において各法令の適合状況が確認できない場合は、事業所指定することができません。（消防法については所管の消防署、建築基準法及び都市計画法については、岐阜市の所管部署へ確認してください。）

《申請書類準備》

事業者の指定は、事業所（施設）ごと、サービスの種類ごとに行います。したがって、同一法人が、複数の所在地の異なる事業所でサービスを行う場合には、各事業所ごとに申請書類が必要です。また、同一の事業所で複数のサービスを行う場合には、各サービスごとに申請書類が必要となります。ただし多機能型事業所の指定申請をする場合には、申請書類は1セットで構いません。

付表や必要な添付書類等はサービス内容により異なります。申請するサービスの種類に応じて「申請書類一覧」を確認し、作成してください。

申請書類一覧、申請書様式、指定基準等の必要書類は、岐阜市障がい福祉課のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

なお、指定申請にあたっては、A4のフラットファイルで綴じたものを1部提出してください。

《登記事項証明書について》

提出いただく登記事項証明書の目的等には、申請に係る事業についての記載が必要です。

なお、定款変更が必要な場合は、各認可庁等に確認してください。特に、特定非営利活動法人は定款変更により4ヶ月ほど時間を要する場合がありますので、注意してください。

※ 1 記載例は、別添1「登記事項証明書における目的等の表記について」（P.12参照）をご覧ください。

※ 2 なお、指定の申請とは別に、法第34条の3の規定に基づき事業の開始にあたり必要となる届出にあっては、いずれの事業においても定款、条例その他の基本約款の提出が必要となります。

《児童発達支援管理責任者について》

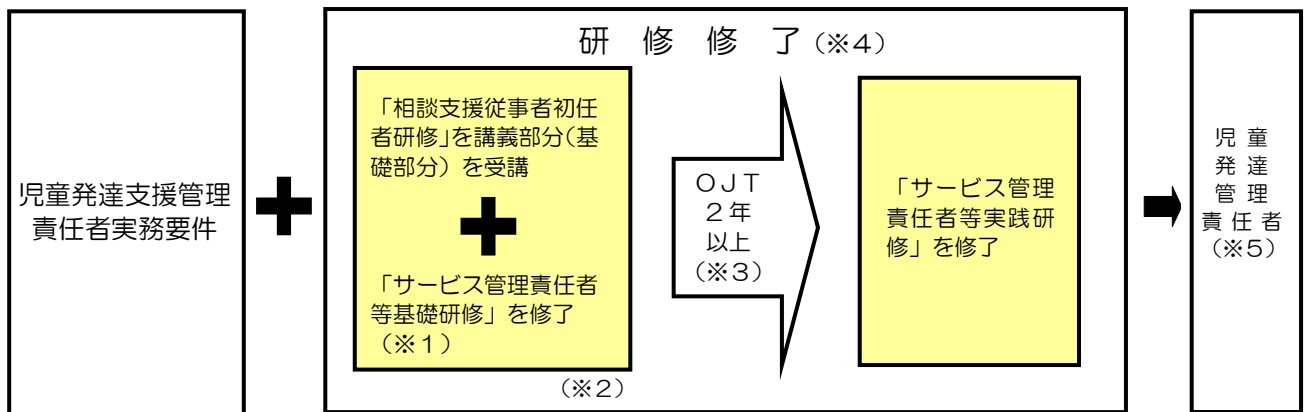
障害児通所支援等の指定を受けて事業を実施する場合は児童発達支援管理責任者を、配置する必要があります。

なお、必要とされる児童発達支援管理責任者になるためには、次の要件を満たす必要があります。

児童発達支援管理責任者の資格要件

- ・「児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験」（P.16参照）に掲げる実務経験を有すること。
- ・相談支援従事者初任者研修」を講義部分の一部（基礎部分）を受講。
- ・「サービス管理責任者等基礎研修」を修了。
- ・基礎研修終了後3年間で2年以上の実務を有すること。
- ・「サービス管理責任者等実践研修」を修了。

※実践研修終了後5年ごとに「サービス管理責任者等更新研修」を受講すること。



(※1) 基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可能。基礎研修終了後2年の実務を経て実践研修を受講

【基礎研修受講時の実務経験】

相談支援業務3年、直接支援業務6年、有資格者による相談・直接支援1年

(※2) 基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。

(※3) 既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修の修了者を2人目以降のサービス管理責任者として配置可とするとともに、個別支援計画原案の作成を可能とする。

(※4) 平成30年度までにサービス管理責任者研修（全分野）、児童発達管理責任者研修を修了している者については、研修修了者とみなす。

(※5) サービス管理責任者等更新研修（実践研修修了後5年毎に受講）2024年3月末までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能

《指定申請の受付》

土・日・祝日等の閉庁日は受付業務を行いません。また、原則、郵送による申請書類の受付は行いません。

申請の受付は予約制です。あらかじめ電話により、来庁日時を所管課と調整してください。

※なお、申請時において必要となる書類が添付されていない場合は、申請を受理することができませんので、十分にご留意ください。

【事前協議及び申請受付所管課】

所管課

〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町18 岐阜市役所高層部1階

岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係

TEL 058-214-2136 (直通)

FAX 058-265-7613

《受付及び審査》

受付時に提出された申請書類等の記載事項や不備がなければ、基本的に提出を受け付けます。ただし、不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。

申請書の提出後に、事業の種類ごとに定められた人員、設備及び運営の基準を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。審査にあたり、必要に応じて実地による確認を行います。また、審査の過程で不明な点等があった場合は、担当係より事業者の方に確認等の問い合わせを行う場合があります。

《指定及び却下、通知》

1 指定及び却下

指定は毎月1回、月の1日付けで行います。指定を希望する月の1ヵ月前までに申請書類を提出してください。各月1日以前に受理された場合は翌月以降、2日以降に受理された場合は翌々月以降の月の1日付けで指定を行います。

なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

※ 却下の場合、提出された書類はお返しできません。

2 通知

指定した事業者には法人宛てに「指定通知書」を発行します。いずれも、当該事業所の見やすい場所に表示してください。また、「指定通知書」には、『事業者番号』を付番します。通知の再発行はしませんので、大切に保管してください。

指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者に「却下通知書」を発行します。

《公示》

次に掲げる場合には、公示を行います。

- ① 指定障害児通所支援事業者等の指定をしたとき。
- ② 指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があったとき。
- ③ 指定障害児通所支援事業者等の指定を取り消したとき。

なお、公示する項目は、次の項目です。

・事業所番号 ・事業者の名称及び所在地 ・事業所の名称及び所在地 ・指定年月日 等

《報酬及び障害児通所給付費等算定に係る体制に関する届出等》

1 報酬

サービス提供時の報酬の算定については、次の告示及び留意事項通知等に掲げるところによります。

〈指定障害児通所支援事業所の報酬基準〉

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

〈指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設の報酬基準に係る留意事項通知〉

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

2 障害児通所給付費等に係る体制に関する届出

- ① サービス提供時の報酬の算定にあたっては、「（体制様式（総括表））各障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害児通所支援等の提供を行う場合及び届け出た体制に変更があった場合、事前に岐阜市長に届け出る必要があります。詳細については、報酬基準及び留意事項通知を参照願います。（新規に指定を受けた事業者等が届出をしない場合は、加算等がないものとして、取り扱います。）

なお、報酬の加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）が算定できる効力の発生時期は、原則として次のとおりです。

■効力の発生時期

- 報酬の加算等（算定される単位数が増えるものに限る）の算定の場合
 - ・届出が毎月15日以前になされた場合・・・翌月のサービス提供分から
 - ・届出が毎月16日以降になされた場合・・・翌々月のサービス提供分から
- 報酬の加算等がされなくなる場合
 - ・加算等が算定されなくなった事実が発生した日

- ② 年度初めの取扱い

前年度実績に基づいて区分が変更（算定される単位数の増減にかかわらず）される報酬の加算等については、毎年度 4 月 15 日までに届出があった場合に、4 月のサービス提供分から算定します。

なお、届出にあたっては、4 月 1 日適用分と 5 月 1 日適用分と分けて届出をしてください。

※4 月 15 日までに成されない場合には、前記①の取扱い

- ③ 新規指定時の取扱い

指定を受けようとする月の前月 1 日までに届出を行い、指定時から適用。（指定申請時に併せて提出願います。）

《変更届等》

1 変更届

指定申請時に届け出た事項について変更があった場合は、10日以内に、その旨を岐阜市長に届け出てください。（「指定障害児通所支援事業所変更届出書(様式第1号の24の9)」）
変更届の必要な事項及び添付書類は、次のとおりです。

【変更届の必要な事項】

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地（設置の場所）
- 3 申請者（設置者）の名称
- 4 申請者（設置者）の主たる事務所の所在地
- 5 申請者（設置者）の代表者の氏名及び住所
- 6 登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- 7 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること
- 8 事業所の平面図及び設備の概要
- 9 事業所の管理者の氏名及び住所
- 10 事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所
- 11 主たる対象者
- 12 運営規程
- 13 協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

【必要書類】

○変更届に必要な書類一覧

「指定障害児通所支援事業所変更届出書(様式第1号の24の9)」及び「障害児通所支援事業変更届(様式第1号の24の14)」に下表の書類を添付すること。

番号	変更の届出を要する事項	必要な添付書類（変更後のもの）
1	事業所（施設）の名称	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明） 事業所・施設の平面図（参考様式1） 事業所の設備・備品等一覧表（参考様式2） 事業所の外観及び内部の写真 事業所の位置図 建物賃貸借契約書の写し（原本証明） 事業所建物の消防法適合状況を示す書類（「消防用設備等検査済証」又は「消防用設備等点検結果報告書」）の写（原本証明）
3	申請者（設置者）の名称	付表（該当するサービスのもの） 登記事項証明書（写しには原本証明） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）
4	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地	付表（該当するサービスのもの） 登記事項証明書（写しには原本証明）
5	申請者（設置者）の代表者の氏名及び住所	付表（該当するサービスのもの） 登記事項証明書（写しには原本証明） 誓約書（参考様式8）
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る	付表（該当するサービスのもの）

	事業に関するものに限る。)	登記事項証明書（写しには原本証明） 誓約書（参考様式 8）※役員等に変更がある場合。
7	医療法第 7 条の許可を受けた病院又は診療所であること	付表（該当するサービスのもの） 許可証等の写し（要原本証明）
8	事業所の平面図及び設備の概要	付表（該当するサービスのもの） 事業所・施設の平面図（参考様式 1） 事業所の設備・備品等一覧表（参考様式 2） 事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書の写し（原本証明）
9	事業所の管理者の氏名及び住所	付表（該当するサービスのもの） 管理者の経歴書（参考様式 3） 誓約書（参考様式 8） 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
10	事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	付表（該当するサービスのもの） 児童発達支援管理責任者の経歴書（参考様式 3） 資格証明書の写し、研修修了証の写し 実務経験証明書（参考様式 4） 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
11	主たる対象者	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明） 主たる対象者を特定する理由等（参考様式 7） ※対象を特定する場合のみ
12	運営規程 （定員変更も運営規程の変更になりますが、 <u>児童発達支援、放課後等デイサービスの定員増</u> に関しては、 <u>変更申請</u> となります。）	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明） 組織体制図（※定員変更及び従業員の変更がある場合） 勤務形態一覧表（参考様式 10）（※従業員の数や営業日・営業時間、サービス提供日・サービス提供時間に変更がある場合（対象の従業員を有資格者等として配置する場合は、資格証等の写し（要原本証明）を添付）） 従業員の経歴書（参考様式 3） 体制等に関する届出書（体制様式）（※従業員の員数変更に伴い、報酬区分及び加算項目が変更する場合）
13	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	付表（該当するサービスのもの） 協力医療機関との契約内容等が分かるもの

※1 付表は、各サービスごとに異なりますので、該当のものを確認のうえ添付してください。

※2 なお、上表に掲げる項目以外の事項であって障害児通所支援事業開始届（様式第 1 号の 24 の 13）に掲げる事項について届け出ている事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から 1 か月以内に同様式を用いて届け出てください。（以下 2 から 4 の手続においても同じです。）

2 変更申請

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所の場合は、事前に変更申請が必要です。変更申請に必要な事項及び添付書類は、次のとおりです。

【必要書類】

○児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所で定員増をする場合の変更申請に必要な書類

	必要な書類（変更後のもの）		
児童発達支援 放課後等デイサービス	指定障害児通所支援事業所指定申請書（変更）（様式第1号の24の4）		
	事業所の平面図（参考様式1）		
	事業所の設備・備品等一覧表（参考様式2）		
	運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程に原本証明）		
	事業所の外観及び内部の写真		
	事業所の位置図		
	建物賃貸借契約書等の写し（原本証明）		
	誓約書（参考様式8）		
	勤務形態一覧表（参考様式10）、組織体制図		
	変更するサービスの付表		
		児童発達支援センター	付表1
		児童発達支援	付表2
		放課後等デイサービス	付表4
	※多機能型の場合	上記+付表7	
障害児通所支援事業変更届（様式第1号の24の14）			
※障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式） ※総括表のほか変更が生じる加算項目については総括表に定める「別紙」を添付			

3 廃止・休止・再開の届出

指定障害児通所支援事業者は、当該指定にかかるサービスの事業を廃止、休止しようとするときは1月前までに、休止した事業を再開したときは10日以内に岐阜市長に「指定通所支援事業廃止・休止・再開届出書（様式第1号の24の10）」及び「障害児通所支援事業廃止（休止）届（様式第1号の24の15）（廃止、休止しようとする場合に限る。）」を提出する必要があります。

指定を受けた法人から別法人に事業が移行する場合は、当該指定を受けた法人の事業所は、「廃止」の取扱いとなります。廃止の届出を行うとともに、別法人が新たに指定申請の手続きを行うことが必要です。

廃止・休止・再開届に必要な事項は、次のとおりです。

- ・廃止、休止予定年月日又は再開した年月日
- ・廃止又は休止する場合は、その理由
- ・廃止又は休止する場合は、現に支援を受けていた者に対する措置
- ・休止の場合は、休止の予定期間

※現にサービスを受けている児童の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成にあたり、現にサービスを受けている児童、保護者に対してその希望や意向を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定サービス事業者として、障害児、保護者に対し、責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出してください。

《報告・検査等の実施》

市町村は指定事業者の行うサービスが事業の基準を満たしているか、障害児通所給付費等の請求に不正がないか等を確認するために、書面・実地等により検査・指導を行います。

《事故等の報告》

指定事業者がサービス提供を行う事業所等において、事故・事件、食中毒・感染症、施設入所者の行方不明・事故、送迎車の交通事故などが発生した場合には、速やかに家族及び関係機関（消防署、警察署、市町村など）に連絡するとともに、岐阜市障がい福祉課に報告してください。

岐阜市への報告については、「指定障害福祉サービス等及び岐阜市地域生活支援事業等における事故・事件発生時の報告取扱い基準」に規定されておりますので、報告の範囲及び手順に関して確認し、適切に対応してください。

基準及び報告書様式については、岐阜市障がい福祉課のホームページよりダウンロードできます。

《問い合わせ先》

所管課

〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町18 岐阜市役所高層部1階

岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係

TEL 058-214-2136（直通）

FAX 058-265-7613

登記事項証明書における目的等の表記について

提出いただく登記事項証明書の目的には、申請に係る事業についての記載が必要です。
※下記を参考に表記してください。

①「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営」

※以下のサービスについて含まれます。

〔 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2） 〕

②「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営」

※障害児相談支援事業を行う場合に表記が必要です。

※上記の表記は最も事業を広く拾える表現としての例です。

なお、社会福祉法人については、下記を参考にしてください。

≪社会福祉法人≫

社会福祉法人定款準則に基づき、第二種社会福祉事業として、次のとおり実施する予定の事業名を記載してください。

(例) 「障害児通所支援事業の経営」
「障害児相談支援事業の経営」

「指定に係る記載事項（付表）」の作成にあたって		
1	事業所の名称	指定申請書の事業所の名称と一致します。また、添付書類にも事業所の名称を記載いただく書類がありますが、原則として、すべて一致します。
2	事業所の名称（フリガナ）	1の「事業所の名称」がひらがな又はカタカナの場合でも、正確に記入してください。特に「名称」に数字やアルファベットが含まれる場合は注意してください。
3	事業所の所在地	市以下番地やビル等の名称まで、正確に記入してください。
4	当該事業の実施について定めてる条例等	実施主体が地方公共団体である場合は、申請する事業が記載されている条項について、記入してください。
5	管理者の住所	市以下番地やビル等の名称まで、正確に記入してください。記載内容は、添付書類の「管理者経歴書」等の内容と一致します。
6	児童発達支援管理責任者	<p>各事業所ごとに、常勤であって専従する必要があります。ただし、業務に支障のない範囲で、当該事業所の管理者を兼務することができますが、児童指導員等（利用者に対して、直接介護等を行う職員）を兼ねることはできません。</p> <p>また、多機能型の場合は、当該多機能型を構成する各事業所の児童発達支援管理責任者を兼務することができます。</p> <p>なお、児童発達支援管理責任者の要件は別紙のとおりです。</p>
7	児童指導員	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 精神保健福祉士の資格を有する者 4 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 5 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 6 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 7 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 8 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上 <p>（※1）児童福祉事業（※2）に従事したもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務

		<p>教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの</p> <p>10 3年以上（※1）児童福祉事業（※2）に従事した者であって、知事が適当と認めたもの</p> <p>（※1）ここで、2（又は3）年以上とは、業務に従事した経験が2（又は3）年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう</p> <p>（※2）児童福祉事業とは、社会福祉法第2条第2項第2号及び第3項第2号に規定する事業のことをいう</p>
8	障害福祉サービス経験者	<p>学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上（※1）障害福祉サービス（※2）に係る業務に従事したもの</p> <p>（※1）ここで、2年以上とは、業務に従事した経験が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が通算して360日以上であることをいう</p> <p>（※2）障害福祉サービスとは、障害者総合支援法第5条第1項に規定されるものをいう</p>
9	常勤、非常勤	<p>「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。（例えば、1週間あたり40時間勤務を常勤として定めている事業所の場合、当該事業所において1週間あたり40時間支援員として従事する者は「常勤」職員となり、1週当たりの従事時間が40時間未満である者は「非常勤」職員となります。）</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等により、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能とされています。</p>
10	専従、兼務	<p>「専従」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>
11	常勤換算	<p>事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算することをいいます。（例えば、1週あたり40時間勤務を常勤として定めている事業所において、1週あたり40時間従事する者は、「$40/40=1$」となり、1週あたり20時間従事する者は、「$20/40=0.5$」となります。）</p>
12	営業日	<p>電話での問い合わせや利用者からの相談、各種事務等、サービスの提供以外に、日常的な業務を行う日をいいます。営業日には、常勤の職員が当該事業所に勤務することが必要です。</p>

13	サービス提供日	<p>利用者に対して、実際にサービスを提供する日をいいます。サービス提供日以外であってもサービスを提供することは可能ですが、サービス提供日においては、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。なお、サービス提供日以外の日に、恒常的にサービスの提供を行う場合は、所要の手続きを経た上で、サービス提供日を変更することが必要です。</p>
14	従たる事業所の取扱いについて	<p>指定障害児通所支援事業者等の指定等は、原則として障害児通所支援等の提供を行う事業所ごとに行いますが、児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）及び放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験

実務経験（業務）の範囲の考え方【厚労省告示230】

障害児等の保健・医療・福祉・教育の分野において、日々障害児等に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務上記の「実務経験（業務）の範囲」に該当する者のうち、下記の①～③のいずれかの要件に該当する者

① a 及び b の期間が通算して5年以上かつ当該期間から c の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者

② d の期間が通算して8年以上かつ当該期間から e の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者

③ a、b 及び d の期間を通算した期間から c 及び e の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつ f の期間が通算して5年以上である者

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害児等の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	一 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
		二 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
		三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設※3、地域包括支援センター	
		四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		五 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる機関	
		病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者	
	六	1 社会福祉主事任用資格を有する者	
		2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）	
		3 f に掲げる資格を有する者並びにaの一から五までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	
	直接支援業務	一 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）	5年以上
		二 障害福祉サービス事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住宅型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※4	
		三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		四 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社（以下「特例子会社」という）、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所（以下「助成金受給事業所」という）、その他これらに準ずる施設	
		五 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校その他これらに準ずる機関	
		上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあつたもの	
1 社会福祉主事任用資格を有する者			
2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）			
3 保育士			
4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員			
相談支援業務	次の施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間	8年以上	
直接支援業務	次の施設又は事業の従業者であつて、bの1～4の資格に該当する者が直接支援の業務に従事した期間		
直接支援業務	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所		
直接支援業務	上記直接支援業務の一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあつたもの		
直接支援業務	次の施設又は事業の従業者であつて、bの1～4の資格に該当せず直接支援の業務に従事した期間		
右の資格該当者	老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業		
	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	上記a、b、dに従事した期間からc、eの期間を除いた期間が3年以上、かつfの国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上	

※1 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2 「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)

1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23 事務連絡)

2 公的な補助金または市町村等の委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。(H18.8.24 主管課長会議資料)

3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 Q&A)

4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)

5 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

6 保育所等における子どもに対する支援経験については、被支援者が障害児に該当するか否かを問わず、子どもを支援した年数を算入して差し支えないものとし、また、これまでの児童発達支援管理責任者としての経験年数についても算入して差し支えないものとする。(H29.4.3 障障発 0403 第1号)

【別添】

相談支援専門員の要件となる実務経験

実務経験（業務）の範囲の考え方【厚労省告示226、227】

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障害者に対する相談支援（*1）や直接支援（*2）の業務の経験をいう。

（*1）「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

（*2）「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

下記の①～③のうち、どれかに該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ② cの期間が通算して10年以上である者
- ③ aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲	業務内容		実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務	一	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
		二	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所	
		三	障害者支援施設※1、障害児入所施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3	
		四	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 dに掲げる資格を有する者並びにaの一から三までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者	
	直接支援業務	一	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの	5年以上
		二	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※4	
		三	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		四	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		五	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
		b	上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 保育士 4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員	5年以上
	c	上記一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	10年以上	
	d	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	上記a～cに従事した期間が通算して3年以上で、かつd国家資格による業務に従事した期間が5年以上	

※1 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2 「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3 「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4 「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

（注）

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。（H18.6.23 サビ管事務連絡を準用）
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。（H18.8.24 主管課長会議資料）
- 3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。（H18.6.23 サビ管Q&Aを準用）
- 4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。（H18.11.2 Q&A）
- 5 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24 主管課長会議資料）